

会 計	下水道事業特別会計															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策											
	第4章 安全安心都市		13 下水		01 汚水(生活排水)の適正な処理を行う											
事業：浄化槽維持管理事業													整理 番号	1184		
目 的	市が管理する合併処理浄化槽の適正な機能を確保し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。															
目 標	市が管理する合併処理浄化槽の適正な機能を確保する。															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		8,820		コスト 情報・ 評価	総コスト (千円)		12,622		総合 評価 B	妥当性		A			
	財 源 内 訳	一般財源		5,216		内 訳	事業費		8,820		効率性		A			
		国庫支出金		0			人件費		1,601		有効性		B			
		地方債		0			公債費		2,201		適正に各浄化槽運転が維持された。					
		その他特定財源		3,604			一人あたり(円)		113							
							世帯あたり(円)		267							
													評価理由			
貢 献 度	施策に対する 事業貢献度		A		根 拠	浄化槽の適正な維持保全に寄与している。										
今 後 の 方 向 性	基数増加分の予算確保を行った上で、老朽化対応についても予算の確保に努める。															

事業 優先順位		1	細事業:浄化槽維持管理事業					整理 番号		01
目 的		市が管理する合併処理浄化槽の適正な機能を確保する。								
目 標		市管理浄化槽:144基を適切に管理する。								
事業 実施主体		直 営	事業開始 年 度	平成18年度	根拠 法令	浄化槽法				
事業 費・財 源	財 源 内 訳		平成25年度	平成24年度	比 較	コスト 情報・従 事職員 数 参 考		平成25年度	平成24年度	比 較
		事業費(決算額)(千円)	8,820	7,974	846		総コスト(千円)	12,622	13,008	-386
		一般財源	5,216	4,916	300		事業費	8,820	7,974	846
		国府支出金	0	0	0		人件費	1,601	3,412	-1,811
		地方債	0	0	0		公債費	2,201	1,622	579
		浄化槽使用料	3,604	3,058	546		一人あたり(円)	113	115	-2
			0				世帯あたり(円)	267	276	-9
			0				職員数(人)	0.21	0.43	-0.22
							再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00
		今 後 の 方 向 性		増加分の予算確保を行うとともに、老朽化にも対応できるよう予算確保に努める。						
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	市管理浄化槽:144基(市設置112基・帰属32基)(平成25年3月末)の使用者					
	A	A	B							

事業：浄化槽維持管理事業

1. 公設浄化槽の維持管理

市が設置した、または個人から市に帰属された浄化槽の維持管理を行った。

細事業：浄化槽維持管理事業

1. 公設浄化槽の維持管理

平成24年度までに設置または帰属された公設浄化槽144基の保守点検、清掃等を適切に行った。

(1) 委託料

業 務 名	金 額 (円)	委 託 概 要	
公設浄化槽保守点検業務	1,814,400	4回/年	
公設浄化槽清掃業務	3,876,600	1回/年	
合 計	5,691,000		

委 託 名	金 額 (円)	期 間	委 託 概 要
下水道使用料徴収業務	140,280	H25. 4. 1～H26. 3. 31	下水道使用料収納に関する事務等

収納状況

区 分	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)
現年徴収分	3,819,696	3,773,707	98.8
滞納繰越分	8,942	8,942	100
合 計	3,828,638	3,782,649	98.8

市が、浄化槽整備事業に基づき設置した公設浄化槽（行政財産）からの放流水の水質保全のため、浄化槽法に基づく維持管理を行う。

●浄化槽の維持管理（市負担）に関する法体系

項 目	浄化槽法	内 容	単 価	年間管理費(円/件)
定期検査	第11条	年1回の定期法定検査（水質検査）	6,000円/回（手数料）	6,000
保守点検	第10条	年4回の保守点検（薬剤・消耗品の補充・交換、異常時の対応）	3,150円/回（税込）	12,600
保守点検（使用前）	第10条（規則5条）	設置後最初の保守点検を浄化槽使用開始の直前に実施	2,100円/回（税込）	
清 掃	第10条	年1回以上の汚泥の引抜（附属装置や機械類の洗浄・清掃）	5人槽 23,100円/回 6人槽 25,410円/回 7人槽 30,030円/回 8人槽 34,650円/回 10人槽 41,580円/回	30,030 (7人槽)
電 気		ブロー電気代	7,400円/年	7,400
			合 計	56,030

●ブローの電気料金（市負担）

ブローの電気料金については、市負担。（公共下水道との公平性の整合。）

●浄化槽使用料（使用者負担）

浄化槽使用料については、公共下水道使用料と同額。（公共下水道との公平性の整合。）